

# 障害者総合支援法による補装具製作方法

神戸市在住の方用（障害者総合支援法にて製作履歴のある方）

ご使用中の補装具は、障害者総合支援法により身体障害者手帳を利用して製作することができます。補装具を新しくするためには、お住まいの区役所へ申請していただく必要があります。

## 製作までの流れ

① 申請に必要な見積書発行依頼の連絡を弊社までお願いいたします。

※使用中の補装具や身体状況の確認をする必要がありますので、お会いする場所を相談させていただきます。

※補装具の型式変更が必要な場合は、障害者総合支援法のご利用はできません。

② 現在お使いの状況を確認させていただき、同型で問題なければ、補装具の見積書を作成し、ご指定先に郵送いたします。

③ 見積書をお住まいの区役所の『保健福祉課(障害福祉)』に提出してください。

※申請の際にはマイナンバーが分かるようにして、障害者手帳と印鑑をお持ちください。

④ 区役所より『支給決定通知書』『補装具費支給券』がご自宅に届きます。

その書類が届きましたら弊社までご連絡ください。

連絡が入り次第、補装具の製作を開始させていただきます。

(注意)区役所から弊社への通知はございません。ご連絡がないと許可がおりたことがわかりませんので、お手数ですが、必ず連絡をお願いいたします。

⑤ 準備完了後、お電話でお渡しする日時と場所のご相談をさせていただきます。

⑥ 補装具のお渡し時に、『補装具費支給券』に必要事項のご記入、ご捺印をいただきますので、朱肉を使うタイプの認印をご用意ください。自己負担額がある場合には、納品当日までにご用意ください。負担額の有無は、支給決定通知書に記載されています。

※保健福祉課の判断により、神戸市更生相談所での判定を受ける必要がある場合があります。

※修理に関しても、上記同様の手続きとなります。

株式会社 澤村義肢製作所

〒650-0047 神戸市中央区港島南町3丁目3番24

TEL 078-304-6680 FAX 078-304-6681

<https://sawamuraishi.jp/>